

## 声明 東京地方検察庁の不当起訴に抗議し、起訴の取消しを求める

東京地方検察庁は、去る1月11日、葛飾区のマンションで日本共産党の「都議会報告」「葛飾区議団たより」「区民アンケート」を配布した男性を、住居侵入の罪名で逮捕・勾留したうえ、多くの不起訴要請に耳を貸さず、これを起訴した。

本件は、政党・議員の議会活動を有権者・市民に知らせるとともに、有権者・市民の声を議会に反映させることを目的にした正当な政治活動、表現活動であり、憲法で保障された表現の自由の一環として最大限保障されるべきものである。

昨年(2004年)12月16日、東京地方裁判所八王子支部も、防衛庁立川宿舎の新聞受けに自衛隊のイラク派兵に反対する内容のビラを投函した市民団体のメンバーが住居侵入罪により起訴された事件において、ビラ投函は、民主主義の根幹をなすものとして、憲法21条1項の保障する政治的表現活動の一態様であり、優越的地位が認められているとして無罪の判決を出したばかりである。

正当な政治活動を行った者を逮捕・勾留・起訴することは、マンション等の集合住宅に対する案内・チラシ・ビラの配布という表現方法を刑事罰をもって圧殺するものであり、同時に、東京地裁八王子支部判決が出たその矢先の逮捕・勾留・起訴は、判決に対する重大な挑戦にほかならない。

自由法曹団は、本件起訴に抗議し、すみやかに起訴を取り消すことを求める。

2005年1月14日

自由法曹団団長 坂本 修  
文京区小石川 2-3-28-201